

JIO【フラット35】中古マンション 適合証明申請書類一覧

申請書類		部数	備考
中古住宅適合証明申請書【適既工第1号書式】(第一面、第二面)		1	・中古マンションらくらくフラット35を登録する場合は【適既工第13号書式】を使用してください。
中古住宅適合証明申請書類チェックリスト【適既工第2号書式】		1	中古マンションらくらくフラット35を登録する場合は【適既工第14号書式】を使用してください。
全ての方が提出する書類	1 建物の登記事項証明書の写し	1	
	2 敷地面積が確認できる書類	1	土地の登記事項証明書の写し、1に掲げる書類(一戸建て以外)、4に掲げる書類など。
	3 建築確認日が確認できる書類※	1	確認済証(建築確認通知書)の写し、検査済証の写し、1に掲げる書類など。
	4 物件の概要が確認できる書類(書類がない場合は提出不要)	1	パンフレット、確認済証(建築確認通知書)の添付書類又は竣工図の写しなど※1(あるものはできるだけご提出ください。)
住宅の構造が「木造の住宅※2」に該当する場合	5 設計図書(案内図、配置図、平面図、立面図、矩計図、断面詳細図など)	1	調査が必要な図面について詳しくは、検査機関にご確認下さい。
マンションの場合に提出する書類※3	6 公庫マンション情報登録証明書	1	登録機関が発行する公庫マンション情報登録制度※4に基づく登録証明書がある場合は、登録されている内容に応じて、次の7、8の書類は提出不要。
	7 管理規約の写し	1	物件名が記載されていること、現時点で使用されているものである必要があります。
	8 長期修繕計画の写し	1	計画期間20年以上など一定の要件を満たす必要があります。

※建築確認日が昭和56年5月31日以前(建物の登記事項証明書の場合は、「表題部(主たる建物の表示(一戸建て)又は専有部分の建物の表示(一戸建て以外))」の「原因及びその日付」欄に記載されている新築時期が昭和58年3月31日以前で、耐震評価基準等による判定を行う場合には、別途図面等の提出が必要となりますので、適合証明センターにご確認ください。

※1【フラット35】Sなど検査の項目によっては、図面等をご提出頂く場合があります。詳しくは、適合証明センターにご確認ください。

※2「木造の住宅」とは、次のいずれかを満たす住宅以外の住宅を示します。募集パンフレット、機構融資書類(現場審査通知書又は適格認定通知書)、設計図書(設計図書であれば可)にてご確認ください。

・建築基準法に定める耐火構造又は準耐火構造の住宅であること。

・省令準耐火構造(機構融資を受けている場合)の住宅。

※3マンションの場合は、「6」又は「7及び8」の書類をご提出下さい。

※4公庫マンション情報登録制度とは、第三者の登録機関がマンションの管理規約や長期修繕計画などの共用部分の維持管理内容の情報をマンション管理組合からの申請に基づいて登録する制度です。

申請書類はJIOホームページよりダウンロードできます。

【お問合せ先・申請先】

株式会社 日本住宅保証検査機構 (JIO)

住宅評価部 適合証明センター

〒136-0071

東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル 5F

TEL 03-6861-9213 FAX 03-6861-9238